

さくらえん合同会社 ヘルパーステーションこころ

感染対策指針（障害福祉サービス）

当社（さくらえん合同会社 ヘルパーステーションこころ）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
 - イ) 保健所：衣浦東部保健所
 - (1) 受診・相談センター
開設時間 平日：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
TEL：0566-22-1699
※一般電話相談窓口とは別の電話番号になっています。
 - (2) 夜間・休日の受診相談窓口
開設時間 平日夜間：午後 5 時 30 分から翌午前 9 時まで
土、日、祝日：24 時間体制
TEL：052-526-5887
 - (3) 愛知県救急医療情報センター
かかりつけの診療所・病院が開いていないとき、愛知県救急医療情報センターにおいても、診療・検査医療機関を案内しています。
開設時間 毎日：24 時間体制
TEL：0566-36-1133
 - (4) 一般相談窓口
衣浦東部保健所 TEL：0566-21-4797（※午前 9 時から午後 5 時まで（平日のみ））
愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室
TEL：052-954-6272（午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（土日・祝日も実施））
 - ロ) 指定権者：刈谷市福祉総務課 0566-62-1012
 - ハ) 指定権者：愛知県障害福祉課 052-954-7400※平日
080-3681-3070※週休日、休日、祝日
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ) 社内：全職員 第一報は、一斉メールにてもれなく通知
 - ロ) 利用者家族：関係する利用者家族に個別連絡 情報は、介舟に記載

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、社員の決議により行う。

<附則>

本方針は、2023年4月1日から適用する。